

# 社会保障や教育・暮らしの制度の改善と充実、 地域経済を守り切実な要求実現を求める要望に対する回答

平成24年10月26日

## I 桜井市の環境問題について

1. 資源ごみの回収や分別収集を徹底してください。「グリーンパーク」へ持ち込む、ごみ処理料金とごみ袋料金を引き下げて下さい。

(回答：環境部)

桜井市におきましては、市民の皆様のご理解とご協力のもと、ごみの有料化と分別収集を実施し、ごみの減量化及び資源の有効利用を図るために、3R（ごみの排出抑制・再使用・リサイクル）に取り組んでいます。

今後も不法投棄を防止し、家庭から出るごみと資源物を適正に分別して排出していただくよう、環境フェアなどのイベントや広報を通じて市民の皆様に啓発を行い、分別収集を徹底していきたいと考えております。

また、ごみ処理料金につきましては、平成12年10月にごみの有料化と併せて処理料金の見直しを図り、段階的に経過措置を講じてきたところでありますが、環境の保全を図り、ごみの減量化と資源の有効利用を図るために、市民の皆様に応分の費用負担をお願いすることはやむを得ないと考えております。ごみ袋の料金につきましては、平成12年10月に有料化を実施して以降据え置いており、現在のところ料金の引き下げは考えておりません。

2. 桜井市の人口の減少などで、ごみの量は毎年減ってきています。1年間のトン当たり、あるいは一人当たりのごみ処理経費が今後も高くなっていきます。日立造船との14年8ヶ月のごみ焼却炉等長期運営管理委託契約9億2千万円については協議の上、見直してください。

(回答：環境部)

ごみ焼却炉等長期運営管理委託業務の清算協議の中に処理量に基づく清算があります。

焼却炉運営委託では、平成20年契約時の可燃ごみ処理量の年間20,000トンを基準に、プラスマイナス5パーセントの範囲で、清算しない設定をしており、19,000トンから21,000トンまでの範囲以内であれば、清算は発生しません。

桜井市の近年の可燃ごみ焼却量は、現在、年間約19,000トン前後で推移しております。

ごみ焼却炉等長期運営管理委託契約は、ごみ量だけではなく、契約後14年8ヶ月の間に実施しなければならないすべての修繕・点検の費用も含まれた包括委託であり、用役費についても契約前3年間の実績を基準に算出し、財政的な支払いに無理のないよう

に平準化し、十分検討の上で議会において承認いただき現在に至っておりますので、ご理解をお願いいたします。

3. 日立造船との長期ごみ焼却炉棟管理委託について、運転管理から保守点検、補修、資材の調達や物品管理などを委託業者に一括管理させているので、炉の効率的な運用がなされているのか、事故が起こっているのか市ではつかみにくいので、地方自治法234法に基づいて環境省や国土交通省が推奨している、高度な知識や技術をもった第三者機関を入れて監視と指導をさせて下さい。

(回答：環境部)

ごみ焼却施設の運営にあたっては、市が求めた要求水準が確実に履行されていることを業務監視（モニタリング）することが極めて重要なことから、市職員の技術職による毎日の運転日誌の確認、及び月1回のモニタリング会議による炉の運転状況・運転計画・修理状況・修理計画等を確認し運営監視を行っています。

また、定期点検時・各種分析、測定時における立会検査を実施し、炉の効率的な運用がなされているかどうかを確認して、不具合があれば事業者に対し適宜改善指導をしており、現在安全な稼働を致しております。

4. 清掃公社の国税局による5,781万円の課税問題について。
  - ①会計業務を委託した税理士を相手取り、約4,480万円の損害賠償を求めて係争中ですが、裁判の経過について説明してください。②市民に対する説明責任を必ず果たして下さい。

(回答：環境部)

- ①平成19年10月、桜井税務署より清掃公社の事業は収益を伴う請負業に該当すると指摘を受け、平成14年度から平成18年度までの5年間遡り法人税等を課税・徴収されました。

これにつきましては、相手方の税理士に対する損害賠償を求める訴えを奈良地方裁判所に提起し、平成24年9月11日に、税理士に依頼をした期間の平成15年度～18年度に生じた法人税に係る無申告加算税・延滞税8,919,700円の半分に当たる4,459,850円の支払い命令判決がありましたが、残念ながら提訴した主旨である本税に踏み込んだ結果ではありませんでした。

それを受け、清掃公社臨時評議員会及び理事会において協議検討し、大阪高等裁判所へ控訴することが決定され控訴状を提出し、引き続き係争中であります。

- ②本件につきましては、大阪高等裁判所へ控訴状を提出したところであり、判決が出た時点で十分に内部協議を行い、清掃公社でその後の対応を決定したうえで、市民に対する報告をしていきたいと思っています。

5. 高田地区産業廃棄物最終処分場について、①現在の埋立容量を把握されておられるのか。②処分場周辺の住民から悪臭の苦情が寄せられています。事業者に対して悪臭対策をさせて下さい。③埋立容量が県の許可容量に近づく中、事業者が県に行っている年次報告を月次報告にするように県に要望してください。④事業終了後の跡地管理について、早く事業者、地元、県の3者で協議をおこなってください。

(回答：環境部)

① 産業廃棄物の埋立容量につきまして、法令に基づき、事業者が県に対して報告しており、許可容量142万7366.50m<sup>3</sup>に対し、平成23年9月末現在で残余容量は約1万6000m<sup>3</sup>と聞き及んでおります。平成23年度末の埋立て残余容量については、本年10月末までに報告されます。

② 市といたしましては、以前から指導監督責任のある県と緊密に連携し、立ち入り調査等の実施により事業者の監視や指導を行いながら、事業者に具体的な臭気対策を求め、覆土方法の改善、送風装置・脱臭装置の設置等の対策の結果を確認しているところであります。

悪臭苦情の申立てがあった際には、県とともに現地へ急行し臭気の状態を確認の上、事業者に強く指導を行っております。

③ 法令に基づく埋立容量の報告は年次報告となっており、月次報告について県は事業者に義務付けていないと聞いておりますが、県へ引き続き要望していきたいと考えております。

④ 事業終了後の跡地管理につきましては、事業者が植樹を行う等の緑地化を計画していると県より聞いております。

市といたしましても、県と緊密に連携を図りながら、事業者責任において維持管理が適正に行われるよう十分に監視を行う中で県へ要望していきたいと考えております。

6. 東日本大震災によって生じた放射能を含んだ災害廃棄物について、汚染レベルが低いからといって桜井市で処理しないでください。

(回答：環境部)

桜井市では、放射能について国が明確な安全基準を示し、安全であるというものしか受け取らないという方針を示しました。

そして、平成24年8月22日に県内市町村を対象に、奈良県及び環境省による「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理状況等に関する説明会」が開催されて、新たな受け入れ先の調整は行わないと発表されました。

また、関西広域連合では、関西の自治体が出資する大阪湾フェニックスの処理場を焼却灰の最終処分場候補とする方針を決定し、環境省に安全性評価を要請していたが、受入が不要となりました。以上のことから現状では、桜井市において受け入れる必要がなくなりました。

7. 奈良県は放射能ホットスポットがあることが懸念されているので、放射能測定機を小学校単位で設置し、教育環境・生活環境の安全のために測定し公表を行って下さい。

(回答：環境部)

東日本大震災に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故以来、奈良県では文部科学省の委託を受けて、県内4ヶ所で空間放射線量率の常時監視を行っており、測定を開始して以来、平常値の範囲内(0.046~0.080 $\mu$ Sv/h)となっております。

桜井市におきましても奈良県保健環境研究センターより空間放射線量率測定器(サーベイメータ)を借りて、本庁舎及びグリーンパークの敷地内の2ヶ所におきまして、平成24年10月11日に空間放射線量率の測定を行いました。測定結果については、本庁舎敷地内で0.06 $\mu$ Sv/h、グリーンパーク敷地内で0.08 $\mu$ Sv/hという結果であり、国が除染を必要としている放射線量の高い地域(1.00 $\mu$ Sv/h以上)は、市内には存在しないと判断しております。

8. 原発依存から自然エネルギーへの転換について、早く「地域新エネルギービジョン」の策定を行って下さい。①民間住宅での太陽光発電の設置費用に対して補助金制度を創設してください。②河川の水を貯めることなくそのまま利用する小水力発電について調査や研究を行ってください。③木質バイオマスの熱利用として市内の製材業者や森林組合と協力して、製材から出る木片や間伐材を利用して、木質チップや木質ペレットとして利用して下さい。

(回答：環境部)

- ① 再生可能エネルギーの普及・拡大を目的に、本年7月1日から「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が始まりました。現在県内においても、住宅用太陽光発電システムの更なる導入拡大を目指して、奈良県及び県内6市が一律5万円~10万円の補助制度を実施しております。桜井市におきましても、地球温暖化対策の推進と環境意識の高揚に向けて、依然厳しい財政状況にはありますが、早期に取り組むべき課題として、検討して参りたいと存じます。
- ② 小水力発電の導入にあたっては、安定した水量の確保、水利権の有無、設置箇所、事業の採算性等検討すべき課題も多くあります。これらの事を踏まえた上で、引き続き調査・研究を行って参りたいと考えております。
- ③ 木質バイオマスとして有効活用することは非常に有意義ではありますが、端材や廃材等の貯蔵場所や加工コストの採算性など課題も多いと考えられます。今後も導入事例等を参考に調査して参りたいと考えます。

## II 福祉・医療制度などの社会保障制度のより一層の充実について

1. 市内に夜間救急外来を早急に設置してください。また、休日診療所はできるだけ

小児科の医師を配置し2人体制にしてください。

(回答：健康推進課)

夜間救急外来については、比較的軽症の患者を診察する初期救急、重症救急患者を受け入れる二次救急、重篤な救急患者を受け入れる三次救急に分けられます。

初期救急については、市内の医院、病院への夜間救急医療の委託と桜井市休日応急診療所において対応しています。二次救急については、桜井地区二次輪番病院5病院等で対応し、三次救急については、県立医大付属病院が対応しています。

夜間小児救急については、平成19年度から県が中核となり、深夜帯の中南和における拠点診療所として、各市町村が費用を分担して橿原市休日夜間応急診療所を開設しています。

橿原市休日夜間応急診療所においても、県立医大小児科からほとんどの小児科医師を派遣してもらっており、桜井市が単独で夜間救急外来を設置すること、及び休日応急診療所の医師を2人体制にすることは、医師派遣ということからも困難です。

医療体制につきましては、市町村の枠を越えた相互連携が必要不可欠となることから、今後も現状の体制の継続、充実を図っていきたい、と考えています。

## 2. 生活保護制度を充実させ、人間らしく生きるために

- 1) 生活保護費の財政負担割合を全額国庫負担とするよう、実現するまで繰り返し国に求めて下さい。

(回答：社会福祉課)

毎年要望しておりますが、今年度も平成24年7月20日近畿ブロック都市福祉事務所長連絡協議会から厚生労働省雇用均等・児童家庭局長宛、負担割合を全額国庫負担とするよう要望しており、今後も要望いたします。

- 2) 憲法25条と生活保護法を守り、法の精神を実現するために少なくとも現行の生活保護基準の切り下げを行わないよう、国に要望して下さい。

(回答：社会福祉課)

生活保護制度の運用については、国の取り扱い基準を遵守し、実施しているところであり、改善すべき点があれば要望してまいります。

- 3) 保護課ケースワーカーの過重負担を解消するために、基準に示されているとおり、ケースワーカーの増員を行ってください。

(回答：社会福祉課)

ケースワーカーの過重負担を解消し、生活保護の適正実施の推進のためにも、ケースワーカーの人数が国の基準(1CWあたり80世帯)となるよう努力してまいります。

- 4) 生活保護行政の実施に当たっては法令通り正しく丁寧に行ってください。保護申請者、保護受給者、市民の多くは生活保護制度について、また臨時に支給可能な項目についてはわかりにくいのが実情です。受給者に対し丁寧にわかりやすく説明をしてください。

(回答：社会福祉課)

生活保護の実施に当たっては、適正かつ丁寧な対応を心がけており、今後も徹底してまいります。また、制度や支給可能な項目の説明についても受給者に丁寧にわかりやすく説明してまいります。

- 5) 生活保護世帯を含む低所得世帯の夏期・冬期一時金の臨時的補助を市独自の福祉施策として実施して下さい。熱中症など、最近の状況を見れば市民生活の安定のためには是非とも必要な施策です。生活保護世帯についても一カ月につき八千円までの支給ならば、多くの世帯においては生活保護法上も何ら問題にならないはずです。

(回答：社会福祉課)

市独自の制度化は非常に困難です。現制度での対応として冬季加算を11月から3月までの4ヶ月間（暖房代）として支給しております。夏季においては生活保護制度上の加算がなく、市独自の臨時的補助は困難であります。

- 6) 保護申請者で当面の生活費に困窮している者に対して、保護決定までの間に活用できる緊急小口融資制度を確立して下さい。

(回答：社会福祉課)

生活保護行政における融資制度はありませんが、社会福祉協議会における、生活福祉資金制度が該当しますので、制度の説明を相談者に行っております。生活保護においては、申請書受理から出来るだけ早く調査・決定を実施し、相談者に対し迅速・適切に対応しているところであります。

### 3. 安心して日常生活を送ることができるために

- 1) 低所得者に対する生活交通費の支給を制度化すること。

(回答：社会福祉課)

支援の必要な低所得者に対しては、生活保護等の支援制度があり、その扶助において、日常生活に係る費用も含めた額が支給されているものと考えます。

これら既存の制度を運用することにより、必要とされる支援を行うことができるものと考えております。

- 2) 日常生活に欠かせない買い物がスムーズにできるよう、コミュニティバスのような交通手段を整備すること。

(回答；企画課)

現在、桜井市内においてJRや近鉄などの鉄道路線、またコミュニティバスと民間事業者による路線バスが運行し、住民の皆さんの生活交通の維持・確保に努力しているところでございます。

現行のコミュニティバスについては、既存の路線バスの廃止に伴い、通学の手段としてのスクールバス対応を兼ねて運行しております。

既存の公共交通機関の利活用を図ることができない交通空白地域の対応については、市の交通政策を検討する機関である「桜井市地域公共交通活性化再生協議会」において、住民ニーズ等の検証を行った上、買い物等の日常生活支援のあり方について検討していきたいと考えております。

#### 4. 介護保険の充実のために

- 1) 介護認定の申請については全てを受け付けてください。要支援者への介護用ベッド・車椅子の貸与、送迎支援について市独自の補助を行ってください。

(回答：高齢福祉課)

介護認定の申請受付については、窓口において必要に応じ全員の方に受付をおこなっています。

要支援者への市独自の補助は行うことはできません。しかし、軽度者であっても所定の書類提出により、特例利用の必要性が認められる人については許可しています。

- 2) 介護保険による各種サービス利用に於ける利用者一部負担金に市としての補助制度を作ってください。特に低所得者のホテルコストについて具体的な補助を実施してください。

(回答：高齢福祉課)

利用者一部負担金に市としての補助は行うことはできません。1割の自己負担がある一定額を超えた時は、申請することにより、その超えた分が払い戻され、負担が軽くなる仕組みになっています。(高額介護サービス費)

ホテルコスト(食費、居住費)については、市単独で補助を行う事はできませんが、低所得者の方の利用者負担は、申請することによって所得に応じた一定額(負担限度額)となり、負担の軽減が図れる制度があります。

- 3) 要介護で施設入所を希望している人の人数を把握し、待機者ゼロへの計画を立て、必要な施設を整備すること。一人暮らしの認知症に対する対策を確立

すること。

(回答：高齢福祉課)

老人施設整備については、平成23年度に計画策定をいたしました「第5期介護保険事業計画（平成24年度～平成26年度の3か年）」に基づき整備していきたいと考えています。計画内容の主なものにつきましては、介護サービス利用者の増加等に伴う介護給付費の増加を見込んでおります。

また、特別養護老人ホーム、グループホームなどの施設等や訪問介護事業所などのサービス利用量の増加を、また地域住民の保健・福祉・医療の向上、介護予防ケアマネジメント事業などを総合的に行う機関である、「地域包括支援センター」の設置数を3ヶ所から4ヶ所に増設いたしております。

また、一人暮らしの認知症に対する対策としては現在、厚生労働者では、「認知症を知り地域を作るキャンペーン」の一環として、認知症の人への応援者である「認知症サポーター」を全国100万人育成することを目指しており、認知症になっても安心して暮らし続けられるまちづくりの取り組みをしています。市として、地域包括支援センターや社会福祉協議会・地域組織等と連携して認知症理解のための広報・啓発を推進して、安心して社会生活が営めるよう、相談支援の強化や成年後見制度を利用し権利擁護のための取り組みの充実を図っていきます。

- 4) 要支援者を介護保険から排除する、「介護予防・日常生活支援総合事業」を導入しないで下さい。

(回答：高齢福祉課)

従来の制度上の制約から、十分なサービス提供ができなかった部分について、この「総合事業」により、利用者の視点に立った柔軟な対応や、既存の枠組みにとらわれないサービスの提供が可能となり、地域全体で高齢者の自立した生活を支援するための取り組みが推進され、地域活力の向上にもつながるものと考えられています。

総合的で切れ目のないサービスの提供や、虚弱、引きこもりなどで介護保険利用に結びつかない方などもあることから、円滑なサービス利用が可能となるよう要支援者や2次予防事業対象者向けに。

また、自立や社会参加意欲の高い方に対し、社会参加や活動の場を提供することなど、介護予防や日常生活支援のためのサービスを総合的に実施できる制度として、創設されたところであります。

今後、サービスの利用、ニーズの動向などに適切に対応して、利用者のサービスに影響の出ないように検討して参りたいと考えています。

## 5. 国民健康保険の充実と健康増進に向けて

- 1) 各種の福祉医療制度をより充実させるために市単独での施策を実施してください。特に障害者医療費補助・母子医療費補助における受診者の一部負担金をなく



してください。こどもの医療費は窓口払い、一部負担をなくし、中学校卒業まで無料にしてください。

(回答：保険医療課)

各種福祉医療制度のうち、乳幼児医療については、小学校卒業までの入院医療費の助成制度の拡大を本年8月1日から実施しております。その他につきましては、厳しい財政状況から現行で考えております。

- 2) 国保税の引き下げに取り組んで下さい。また保険料の滞納を理由とする保険証の取り上げ、資格証や短期証の発行をやめること。

(回答：保険医療課)

国保税の引き下げについては、医療費が年々増加しており、国保特別会計も厳しい財政運営を続けていることから引き下げは困難です。なお、納税にあたっては、世帯の状況把握などきめ細かい納税相談に努めてまいります。

- 3) 特定健診について、市民に広く内容を知らせ、第1期の最終年度目標である65%受診など受診率の向上に努めて下さい。また国保受診者からの一部負担金の徴収を行わないでください。

(回答：保険医療課)

特定健診の受診率が低いことから広報紙等による啓発や未受診者へのはがき、電話等積極的に取り組みます。一部負担金の無料化については、財政的に厳しいことから実施は困難と考えます。

- 4) インフルエンザ予防接種に対する公的補助を全年令に拡大するとともに、障害者、母(父)子家庭への補助を拡大し、低所得者、生活保護世帯等に対する補助を受けるときの手続きを簡素化してください。また、65歳以上の人の自己負担金を減額してください。

(回答：健康推進課)

65歳以上に対するインフルエンザ予防接種は、法律上定期の予防接種とされていることから、一部公費負担を実施しています。また、市外の病院等で接種される方は、「承認書の発行」が県下市町村での取り決めとなっていることから、保健会館に来ていただき、申請手続きをしていただいています。いずれも、来館が困難な場合は、家族・代理人での対応を認めており、予防接種がスムーズに行われるよう努めています。また、昨年度から、生活保護受給者につきましては、「生活保護受給者証」を病院窓口で提示していただければ接種できるように改善しております。

65歳以上の人の自己負担金につきましては、国の基準が概ね3割とされていることか

ら、現行の1,500円の自己負担金で、ご理解いただきたいと思います。

- 5) 夜間診療にてインフルエンザを接種される低所得世帯の方の確認作業を夜間もできるようにしてください。

(回答：健康推進課)

低所得世帯（非課税世帯）に該当される方は、保健会館に来ていただき自己負担金免除の手続きをしていただき、該当される方については、無料の予防接種予診票を交付しております。

今後も、保健会館の開館時間内での確認とさせていただきたいと考えております。

- 6) 子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン接種事業への公費負担制度について国は2012年度までとし、それ以降は各地方自治体2分の1負担へ移行しつつあり、被接種者の自己負担額の増額が懸念されます。引き続き国へ要望していただき、所得に関わらず安心して接種できるよう、また、県内で実施している自己負担なしでできるようにしてください。

(回答：健康推進課)

子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン接種事業については、来年度も現行制度の継続を、市長会を通じ国に要望しているところです。

来年度の国の方針が今現在未定のため、桜井市としましても、国や各市町村の動向を十分に把握しながら、対応していきたい、と考えています。

### Ⅲ 地域経済と地元中小業者の営業と暮らしを守る課題

1. 中小業者の経営危機は深刻さを増すばかりです。この機会に全市民を対象にした生活実態調査を行い、自営業者をはじめ農民・労働者・高齢者など市民各層の生活実態と諸要求を掌握し、市民一人一人が大切にされる具体的政策を講じて下さい。また、地域の活性化に向けたネットワークの構築を進める上でも、市が中心になって市民や各種団体に呼びかけ、協力協同し、活性化に向けた取り組みを進めて下さい。

(回答；商工振興課)

中小企業の支援事業として、中小企業融資の債務保証料の補給と利子の一部補給等を行っています。全市民の生活実態と諸要求の掌握については行えておりませんが、全国的な経済不況は桜井市も例外ではないと感じています。

市民一人一人が大切にされる政策を行うためには桜井市を財政的にも安定させる必要があります。そのためには地域ににぎわいを取り戻し、産業を再生させ、地域の活性化を図ることが重要であることから、地域の活性化に向けたネットワークの構築を進めるため今年度より市民協働課を設置し、市民や各種団体と行政が協働し、協力し合える

環境を整え、活性化に向けた取り組みを進めます。

2. この間、国保税や固定資産税、住民税の滞納に対して「運転資金の差し押さえ」が起こっています。長引く不況で、今までに経験したことのないような経営難に陥っている中小業者の死活問題になる運転資金の差し押さえはやめて下さい。納税困難ケースについては、納税者と十分相談して分割・延納も含めて応じて下さい。市民の目線に立った心の通った対応をお願いします。

(回答) ; 税務課、保健医療課

市税、国保税については、貴重な自主財源の確保及び公正・公平の確保の観点から、徴収の強化に取り組んでいるところであります。

納税困難ケースについては、納税に向けて分納等も含めた納税相談にも応じております。ただ、支払い能力があるにもかかわらず、未納状態が継続されている場合は、十分調査をして、必要に応じて、法に基づき滞納処分を行うこととなります。

(確認事項)

市税、国保税ともに「売上の差し押さえ」を行ったケースはなく、預貯金（普通）の中に含まれている場合は確認が出来ない。

3. 全国の多くの自治体で取り組みが広がっている「小規模工事等契約者希望者登録制度」や「住宅リフォーム助成制度」を桜井市でも早期に実現して下さい。

(回答 営繕課)

「小規模工事等契約希望者登録制度」につきましては、全国的にみましても411自治体で、県下では1町が採用しているのみとなっております。

桜井市の現状としまして、小額の工事につきましては、付帯的な工事が多くその元請に随意契約をしているのが現状であります。今後は他市の状況と調整を図りながら検討していきたいと考えます。

また、「住宅リフォーム助成制度」につきましても、他市の状況を調査し現行制度との調整を図りながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

住宅リフォームは効率的かつ経済的に行うことが必要なことから、その技術的な相談や耐震補強についての窓口として「住宅相談窓口」を設けて、住まいづくりアドバイザーが相談に応じております。

なお、木造住宅の耐震改修につきましては、件数に制限がありますが「既存木造住宅耐震改修事業補助制度」を実施しております。

#### IV 子育て支援（次世代支援行動計画）について

1. 市内の自主的な子育てサークルの活動を応援して下さい。特に活動場所（体育館）の会場費を免除して下さい。

(回答：児童福祉課)

現在桜井市では、飛鳥学院保育所を「地域子育て支援センター」と指定し、子育てサークルの育成、支援、子育て支援に関する情報提供などを行っています。また保育所・幼稚園では、余裕のある部屋を開放し、親子で集える活動・子育て支援を実施しています。

また、市としましては第3保育所を拠点に、「つどいの広場」を平日実施し、親子の交流を行っています。

今後も同様の方法で、子育てサークルの活動を支援していきたいと考えております。

2. 市内の公立保育所を民間委託することは行わないでください。第4保育所が民営化されましたが、公立保育所の保育水準より質を低下させないでください。新システム導入をしないで下さい。

(回答：児童福祉課)

平成18年度において行財政改革アクションプランを作成し、平成20年3月に桜井市立保育所民営化実施計画策定委員会より、公立保育所の民営化にむけての答申が出されました。こうした中、関係者のご努力により、平成22年4月から第4保育所を社会福祉法人葛城福祉園で運営を行っていただくことになりました。現在、市とも連携し、民間のノウハウを駆使し、地域に根ざした運営に努めていただいております。

今後につきましては、国が進めています「税と社会保障の一体改革」で提起されています「社会保障関連3法の具体化の動向を踏まえ、第2次行政改革アクションプランに則り、検討してまいりたいと考えております。

3. 織田纏向幼稚園、三輪幼稚園、桜井南幼稚園が3年保育となりましたが、桜井西・安倍幼稚園についても速やかに実施して下さい

(回答：学校教育課)

桜井市として、国の認定子ども園構想等の動向も考慮しながら、桜井西幼稚園、安倍幼稚園については、検討していきたい。

4. 保育所・幼稚園および避難所の耐震化を含む改修を早急に行ってください。また、避難所になる小学校等は耐震化されているが、ハザードマップでは危険箇所と非難所が隣接しているところがあるので、危険箇所を早急に改修をして下さい。市民に避難経路を周知させるよう、表示板や避難訓練など行って下さい。

(回答：教育委員会総務課)

保育所・幼稚園の耐震化や改修につきましては、喫緊の課題と捉えています。未実施の公立施設の耐震化も含め、検討もしなければならないと考えています。

(回答) ; 防災安全課

避難所の中には、土砂災害危険区域内や洪水による浸水想定区域内にある施設もあり、危険箇所の整備については、今後も県等に要望していきます。

また同時に、民間の協力を得て代替性のある施設については、見直しを検討していきます。

避難経路については、市としては指定していませんが、避難所への表示板(案内看板)を23年度で設置しました。

避難訓練については、日ごろからいざという時の行動が重要という視点から、市実施のほか自治会や自主防災会を中心に地域での防災訓練を継続して行ってもらえるよう、啓発や実施の相談等について努めていきます。

5. 食の安全に対する市民の声は高まっています。放射能汚染に対する対応を行ってください。そして学校給食においては、国産、地場産食材を使用し、その比率を上げてください。またH26年に計画されている学校給食センターの民営化は行わないでください。

(回答 : 学校給食センター)

現在市場で流通している食材は、産地において国の指示に基づき放射能検査が行われ、安全が確認されているところではありますが、引き続き食の安全については、最優先として食材の調達、調理をおこなっていきます。また、使用する食材につきましては、すべてを国内産で調達することは困難ですが、できるだけ国内産や地元産の食材を購入し、地産地消に努めているところです。

学校給食センターの民営化については、施設を別敷地に新築し、完成時に給食調理業務の民間委託を導入するとの市の行財政改革アクションプランによって進めてまいります。

6. 市内の児童減少と増加のバランスを考慮して校区割を見直してください。

(回答 : 学校教育課)

校区割りの見直しにあたっては、「桜井市立小学校および中学校通学区域審議会」に諮問し、審議会から答申を受け地域の理解を得ながら、調整を行い決定していくことになっています。一部校区見直しに向け、協議を行ってきましたが、保護者等の理解を得ることが難しいという一筋縄ではいかない現実もあります。

7. 昨年3月に本市で起きたこども虐待を二度と繰り返さないために、乳幼児の健診履歴や保育所の幼稚園への就園実態などを一元的に管理するデータベース化や、こんにちわ赤ちゃん事業などの実施などをしていきますがそのために必要な人員配置をしてください。

(回答：児童福祉課)

平成22年3月に惹起したこどもの虐待死は、大変心苦しく思っております。

今回の事件から、裁判で明らかにされたことや関係方面から提起された課題を、庁内総体で検証し、庁内担当課での相談・訪問などの充実に努めるとともに、未受診・未就園フォローアップシステムを構築し、情報を共有化し、連携して取り組みの強化を図っています。さらに職員の資質の向上を図り、関係機関との連携をより太くする取り組みを進めています。

また今後に向けては、厳しい財政状況・限られた職員体制の中、創意工夫して児童虐待防止にむけて推進してまいりたいと考えております。

8. いじめのない小中学校にしていくために、①学校が保護者の力も借りて共同の力で解決していくために、情報が共有できるようにして下さい。②市内の小中学校にスクールカウンセラーを設置して下さい。③教師がゆとりある教育を行うためにも、1年生だけでも少人数学級にして下さい。

(回答：学校教育課)

① いじめを未然に防ぐためには、学校だけでなく、PTA、地域、各種団体の連携を強化し、協力して取り組むことは必要と考えています。すでにPTAとの連携や、学校便りでの保護者への働きかけなども行われていますが、今後、さらに開かれた学校づくりに努め、学校、保護者、地域が、共に考えながらいじめ問題に取り組んでいけるよう進めてまいります。

② 現在、小中学校が相談できるように、4中学校区に各1名、計4名のカウンセラーを県負担2名、市負担2名の配置をしています。いじめをなくすためにもスクールカウンセラーの必要性は増加していると考えております。今後、より充実するよう県へも要望をしてまいります。

③ 議会でもお答えしているように、少人数学級は必要と考えております。現在、文科省の平成25年度概算要求の中で、新たな教職員定数改善計画案（H25～29年の5カ年計画）が示され、今後5年間で、小学1年生から中学3年生まで、35人学級実現に向け取り組む案が示されていますので実現するよう注目してまいります。

6. 市立図書館の開館時間の拡大を行ってください。

(回答：社会教育課)

図書館の開館時間につきましては、要望を受け平成22年度より30分拡大し、午前9時から午後5時までとなっています。現在、指定管理者制度導入後2年目を迎え段階であり、この件については要望を踏まえ、今後の検討課題としていきたいと考えています。

## V 高齢者総合福祉センター「竜吟荘」

1. 高齢化が進む中、高齢者総合福祉センター「竜吟荘」の果たしている役割は大きいものがあります。しかし風呂の休止と巡回バスがなくなってから、利用者は大幅に減っています。入浴施設をただちに復活させ巡回バスも併せて復活させて下さい。

(回答：高齢福祉課)

当センターの浴場施設の休止と巡回バス廃止につきましては、第2次行財政改革の実施項目として策定し、平成21年度から実施いたしているところであります。当施設の再開に向けて、多くの人からの要望、更に、昨年には高齢者総合福祉センター「竜吟荘」の巡回バスと浴場の再開を求める1,031名の署名を付した要望書の提出を受けました。

今後、市の財政状況を勘案しつつ行財政改革の期限を目標に、この施設の更なる活用方法も含め、社会福祉協議会並びに市老人クラブ連合会などと協議のうえ、方向性を検討してまいりたいと考えております。

## VI 桜井市の重要課題について

1. 新たな市町村合併が浮上した場合は、徹底した情報公開と住民参加で行ない、最終的には市民の総意を問う住民投票で決めてください。

(回答)；企画課

平成11年4月に始まった「平成の合併」ですが、平成17年4月に5年の時限法として施行された「市町村の合併の特例等に関する法律」の期限が平成22年3月に失効となり、終息を迎えました。

今後、新たな合併が浮上した場合は、基本的な方向性が整った段階で、アンケート調査やパブリックコメント等、住民の意向の把握につとめながら、市町村合併の意義、必要性、新しいまちづくりの内容に関する住民説明等を行い、合併に対する市民の不安や懸念の解消をはかって参りたいと考えております。

また、住民投票につきましては、こうした住民に対する的確な説明などを行いながら、住民の発議等ありましたら検討してまいりたいと考えております。

2. 桜井駅の南北の閉店した店舗が多く、観光の観点から整備をすすめて下さい。

(回答：商工振興課・観光課)

桜井駅周辺の賑わいづくりのため、庁内組織の横断的なメンバーによる研究チームを組織し、地域とも連携しながら検討を行っています。

また、駅前の観光案内所、土舞台や茶臼山古墳などの観光資源の活用並びに桜井駅から多武峰や明日香村を訪れる観光客を、商業者としても積極的に誘客に努めていただくことも期待しております。

3. 市内で安心安全で遊べるよう、公園整備、遊具の設置、新設をして下さい。  
また、朝倉台1号公園はこどもたちもよく遊ぶので水道の設置を求めます。また、高齢者の使用も多く屋根付きのベンチなどの設置も求めます。

(回答:都市計画課)

公園の整備につきましては、財政上の理由から現在は事業を休止しております。それにより公園のバリアフリー化、遊具の新設等は予算化できない状況にあります。既存の遊具につきましては、安全点検を実施し、修理が可能な遊具につきましては修繕を行うことにより長寿命化を図っております。また、危険と思われるものは、使用停止又は撤去をして、老朽化が起因となる事故が起こらないように対処しているところであります。

また、朝倉台の公園等に関する整備、改修の要望につきましては、例年8月に朝倉台自治会で集約いただいたものが要望書として提出され、部内で検討後、10月に回答しております。その中で、都市計画課所管の公園・緑地に係る要望につきましては、施設の維持・補修に関し緊急性の高いものから順次予算化している状況であり、施設の新設につきましては、当面財政上の理由から予算化できないのが現状であります。

以上の経緯から、朝倉台1号公園の水道の設置及び屋根付きベンチの設置につきましては、当面の間困難な状況であります。

4. 各公園や観光要所駐車場のトイレを設置し、整備を進めて下さい。なお桜原神社・ホケノ山古墳・吉備池廃寺、纏向遺跡周辺は観光客も多く整備を急いでください。

(回答:観光課)

市内の観光トイレについては20箇所設置し、管理対応しております。観光用トイレの整備については、纏向遺跡周辺への設置要望や既設トイレの水洗化などの要望が寄せられているところです。

しかしながら、用地確保(設置場所)や設置に多額の費用がかかるなど、大変厳しい状況であり、当面の対応として観光用トイレの維持管理の継続と、観光ルート周辺の民間店舗等の協力を働きかけていきたいと考えております。

5. 纏向遺跡を整備し、市の活性化につなげていくためにも保存に関しては部分保存にとどまらず全面保存とし、国の史跡指定を受けて下さい。

(回答:文化財課)

纏向遺跡につきましては、遺跡区域が非常に大きく、さらには区域内にいくつもの集落が点在していることなどから、全体を史跡指定するということは、非常に困難な状況にあります。



纏向遺跡全体を今後どのように保存活用していくかについて現在マスタープランを作成中ですが、指定区域についてもその中で全体構想をまとめていきたいと考えています。

また、文化庁からは遺跡内の古墳群や集落中枢等など調査の完了した部分から史跡指定するように指示されており、現在、当該地域の史跡指定につき取り組みを進めているところです。

6. 同和対策事業にかかわる法律が切れたのにもかかわらず、いまだに人権の名による特別対策が行われ、人権施策推進費、啓発推進費などに多額のお金がつぎ込まれています。実際、旧同和地区の住宅や住環境にみられた劣悪な状態はなくなりました。教育についても特別な施策が必要とされる状況はなくなりました。同和対策事業はただちに終結するとともに、もし必要なことがあれば特別対策ではなく一般対策で対応して下さい。

(回答：人権施策課)

桜井市人権審議会答申を踏まえ、平成 22 年 10 月に「桜井市人権施策に関する基本計画」を策定し、この計画に基づいて一般対策面から人権啓発に取り組んでいるところです。人権ふれあいセンターにおいては、平成 24 年度 3 月末をもって市の直営を変更し、同 24 年 4 月から学童保育事業として小学校に学童保育所を設置しています。

特別対策としての同和対策事業は終了いたしましたので、指定管理者制度導入後の施設については、桜井市立人権ふれあいセンター条例を全部改正し、桜井市立ふれあいセンター条例を平成 23 年 7 月 6 日に公布しております。基本的な人権が尊重される社会の実現と市民福祉の増進を図るため、市民交流、地域福祉事業、市民に対する人権啓発・講習・研修・講座・クラブ活動、その他文化教養等市民の皆さんが生涯を通しての学習のひとつの拠点となるような施設を設置目的としています。社会教育、福祉面においても、積極的に利用していただきたいと考えています。

## VII 私たちの身近で切実な願いです。早急に改善、実現してください。

1. 以下の危険箇所への安全対策を実施してください。

- ① 中和幹線・桜井東校区・朝倉校区の市道においてこれまで自動車での衝突事故が多発しています。この交差点は小学校・中学校の通学路にもなっており大変危険ですので信号機を設置して下さい。

(回答;土木課)

本年度において、通学路の安全点検を実施しており、危険箇所等の解消に努めていきたい。また、桜井東校区・朝倉校区における信号機の設置につきましても、実情を踏まえて関係機関(警察)に要望いたします。

- ② 済生会病院前の南北方向の信号が早く変わるため車がスピードを上げて危険です。信号の改善などを行い歩行者の安全を確保して下さい。

(回答：防災安全課)

信号機の設置及び管理は、県公安委員会が行っており、その事務は警察が担当しています。

ご要望の交差点については、国道165号における渋滞緩和（回避）のために行われている広域管制のエリア内に位置しており、周辺に所在する信号機の周期と連動させての運用となっており、同交差点信号機の周期だけを変更することは、広域管制上問題があると聞いております。

しかし、市といたしましては、少しでも改善してもらえよう同交差点信号機の規制を担当している桜井警察署に信号周期の変更について、検討を要望いたします。

- ③ 歩行者分離信号は高齢者をはじめ信号無視をして渡るケースが多く、高齢者に関わらず多くの市民に市の安全教室などで注意を喚起して下さい。

(回答)；防災安全課

桜井市では交通安全対策のひとつとして、「桜井市交通対策協議会」を設置し、交通安全への市民意識の高揚や、交通事故防止に向けた啓発に努めております。

また、その他交通安全ボランティアについて志を有する女性及び市内の小中学校、幼稚園、保育所の保護者（母親）で組織する「桜井交通安全母の会」と共に、子供と高齢者の交通事故防止に重点をおいた、交通安全についての教育、啓発など桜井警察署と連携を図りながら取り組んでおります。

**【高齢者に対する交通安全についての教育・啓発活動】**

毎年、春と秋に実施される「交通安全県民運動」では、高齢者に対する交通安全対策として、

- ・高齢者ドライバースクール（春）
- ・反射材体験会とヒヤリ地図作成（春・秋）
- ・高齢者宅訪問（春・秋）
- ・高齢者の集い（春）
- ・高齢者交通安全教室（秋）
- ・三世代交流交通安全教室（秋）

を実施しており、これらの機会も含め高齢者への交通安全についての指導啓発を継続してまいります。

- ④ 異常気象に伴う河川の氾濫が危惧される箇所として、寺川の整備、ならびに大和川の堆積物除去を定期的に行って下さい。

(回答;土木課)

管理区分が桜井土木事務所でありますので、実情を踏まえて要望いたします。

- ⑤ スーパーセンターオークワ桜井店の営業に伴い、貯木場踏み切りにおいて買い物客の車や自転車が頻繁に通過する為、踏み切りや周辺の道路を利用する児童や高齢者にとって大変危険な踏み切りとなっています。踏み切りの拡幅と通行の安全対策を急いでください。

(回答;土木課)

栗殿貯木場踏切につきましては、桜井市といたしましても数年来の課題として捉え、今日まで関係者及び関係機関と協議、調整を重ねてまいっているところです。

本年度においては、用地確保のための境界確定を実施出来るよう関係者と調整しており、早期拡幅に向けて用地の確保に努力してまいります。

- 2. 桜井市と市民との意見交換を充実させるために、市役所にフリーダイヤルを設けて下さい。

(回答) ; 総務課

フリーダイヤルを設置することで、市民から気軽に問い合わせができるようになる点では公聴活動に役立つと思われれます。しかしながら、市役所業務は市民生活の多岐に亘っており、フリーダイヤルを利用される内容によっては、対応に困難をきたす場合が想定されます。費用面におきましても、利用される方と利用されない方の公平性を保つことが困難となるため、利用者が料金負担する受益者負担の原則を確保する必要があると考えております。

したがいまして、今後も市民の方からの意見や問い合わせには、従来どおり代表番号でお受けし、適切に対応していきます。確認などで時間が必要な場合は、一旦電話を切り、折り返し担当者からご連絡するようにしております。

また、市民の方の市政への意見については、日々の業務で直接意見を聴くなど市のホームページや玄関ホールに設置の「おきづきポスト」を活用し、市民の方にお応えしております。

以上